

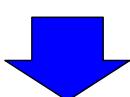
# 京都市の学校運営協議会

～ 平成の番組小学校づくり ～

京都市教育委員会

## 地域の子どもは地域で育てる

- ① 先人の教育にかける情熱（まちづくりは人づくり）
- ② 竜金の精神（学校に対する強い愛着と誇り）
- ③ 明治2年に設立された64の番組小学校
- ④ 学校を単位とした自治組織（学校を核としたコミュニティ）



地域ぐるみで子どもを育む京都市の教育風土

## 開かれた学校づくり

- ◆ 休日参観、休日運動会の実施
- ◆ 学校だよりの発行・地域回覧
- ◆ 学校ホームページの活用
- ◆ 学校支援ボランティアのリストアップ
- ◆ 学生ボランティアの活用
- ◆ 学校評議員制度の全市導入
- ◆ 学校評価システムの全校実施

「知ってください、来てください、見てください、関わってください」  
学校を開く = 学校と家庭、地域の垣根を低くする仕組みづくり

## 新しいタイプの学校運営の在り方を研究

### ＜平成14年度＞

- ・ 文部科学省指定 京都市立御所南小学校
- ・ 京都市教育委員会指定 京都市立高倉小学校

### ＜平成15年度＞

- ・ 京都市教育委員会指定 京都市立京都御池中学校

地域との連携のもと、「学校の裁量権の拡大」や「地域の学校運営への積極的な参画」などをテーマとした実践研究

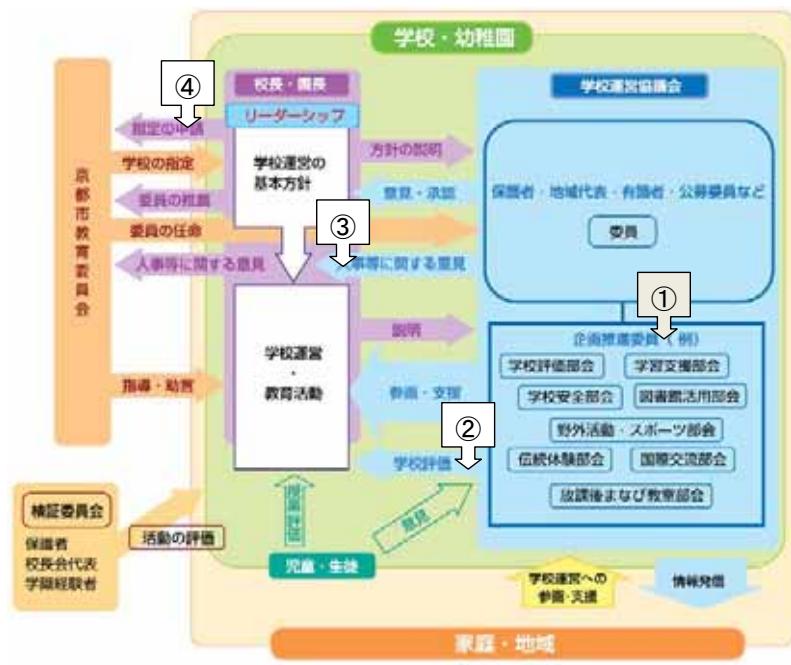
## 京都市における学校運営協議会の指定校数 (平成23年7月1日現在)

校種	京都市の指定校数	京都市の学校に占める割合
小学校	139校	80.3%
中学校	23校	31.5%
総合支援学校	5校	71.4%
幼稚園	8園	50.0%
合計	175校・園	61.0%

## 京都市における学校運営協議会の特色

- ① **企画推進委員会**を設置
- ② **学校関係者評価委員会**としての位置づけ
- ③ **教員公募制度**の活用
- ④ **校長の権限と責任の明確化**

# 京都市における学校運営協議会の特色



# 京都市における学校運営協議会の特色

## ① 企画推進委員会 … 学校のよき応援団

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、**地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努める**ものとする。

(企画推進委員会)

第16条 校長は、**第10条**に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、**協議会に、企画推進委員を置くことができる。**

2 企画推進委員は、協議会の委員以外の地域住民等から校長が委嘱する。

## 京都市における学校運営協議会の特色

### ② 学校関係者評価委員会としての位置づけ

【京都市版「学校評価ガイドライン第3版（平成21年6月）」から】

#### 5 自己評価結果に対する学校関係者評価の実施

- 学校運営協議会又は学校評議員が委員会を組織して行う評価を「**学校関係者評価**」とする。
- 自己評価結果を学校運営協議会または学校評議員に示し、評価を得るとともに、課題の改善策、**地域・保護者の支援策等を協議**する。
- 学校関係者評価の評価者としての意識を高め、視点を明らかにするために、学校運営協議会や学校評議員等を対象とした研修会等を開催する。

## 京都市における学校運営協議会の特色

### ③ 教員公募制度 … **人事に関する意見具申に実効性を持たせる手立て**

- 校長が求める人材等を募集要項の配布やホームページ上で提示
- 応募する教諭は、現任校校長の理解を得た上で、志願書及び自己アピール書等を募集校へ提出
- 校長が書類選考や学校運営協議会委員による面接等により自校に適する人材を教育委員会へ具申
- 具申をふまえ、教育委員会において最終決定し、内示をもって通知

# 京都市における学校運営協議会の特色

## ④ 校長の権限と責任の明確化

(指定)

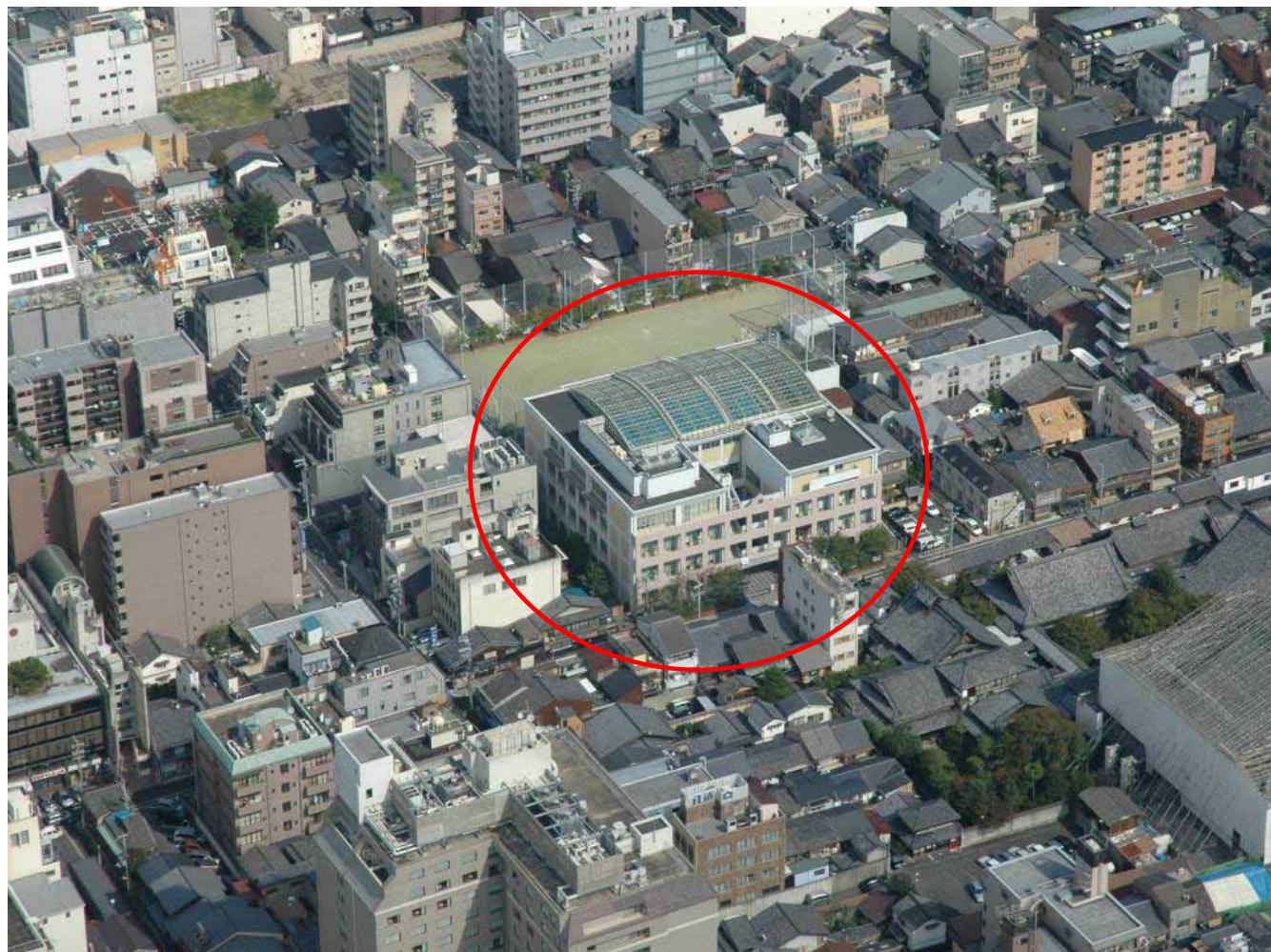
第3条

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、**教育委員会に申請することができる。**

(指定の取消し)

第19条

2 校長は、第12条の情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第8条第1項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、**指定の取消しを申し出ることができる。**



# 祇園祭りの曳き初め・ちまきづくり体験



明治2年開校した7つの番組小学校が  
ルーツの5つの小学校

- 豊園小
- 開智小
- 有隣小
- 修徳小
- 格致小

平成4年4月



**洛央小学校**

**地域の熱いおもい**

# 23年度「洛央 いきいきプラン」

《コミュニティ・スクール》

【学校教育目標】 学校の広がりと深まりのある学校

《めざす子ども像》

夢を抱き、目を輝かせて学び合う洛央の子  
豊かな心 楽しく学び合う 確かな学び

## 理 数 教 育

「豊かに感じ 自ら学び ともに考えを深め合う子」  
～「学び合う楽しさ」を味わう授業の工夫～

## キャリア教育(学ぶ姿勢)

・コミュニケーション能力 ・よりよく判断する力 ・情報を集め活用する能力 ・夢をつくりあげる力

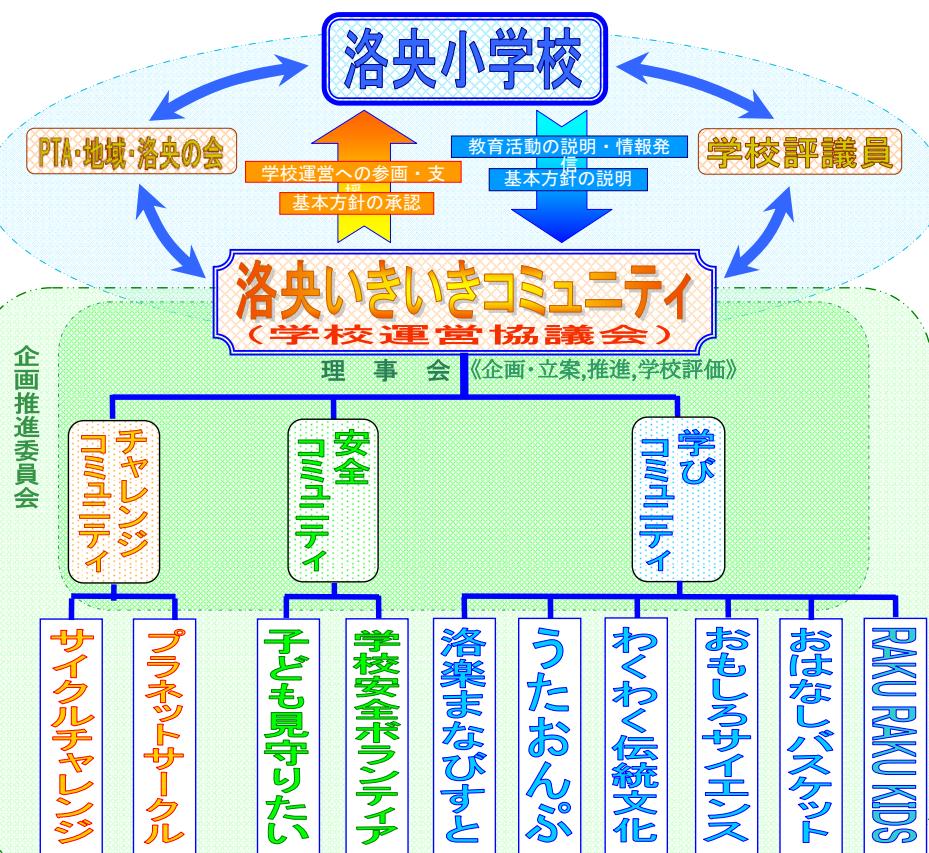
地域

学校

家庭

学校運営協議会「洛央いきいきコミュニティ」

～ 地域に学ぶ教育～







## 洛央いきいきコミュニティ(学校運営協議会) 成果(学校)

質の高い学びの環境→学習活動の充実

教職員の意識改革→授業の見直し、地域とともに

キャリア教育の推進  
→子どもの向上心・探究心の育成

**洛央いきいきコミュニティ(学校運営協議会)  
成果(地域)**

**学校教育への参画→学校への関心の高まり  
自分たちの学校(愛着心)**

**子ども・保護者・地域住民が世代をこえて  
→地域の人間関係が豊かに  
安心・安全なまちづくり**

**洛央いきいきコミュニティ(学校運営協議会)  
成果(学校・地域)**

**学校関係者評価  
→ 理事会 年2回(前期・後期)**

**学校に対する改善策  
→授業改善など学校教育活動の充実**

**地域としての改善策  
→各企画推進委員会の学校支援活動の充実**

## <課題>

- ◇閉鎖的にならないように→新しい人材の発掘
- ◇理事会としての役割の見直し
- ◇一層活発な「洛央いきいきコミュニティ」の推進に向けて、財政基盤の確立

## 洛央いきいきコミュニティ<今後にむけて>

- ◇学校づくり→街づくり
- ◇人と人との関係づくり→絆
- ◇今あるものからスタート  
→必要な組織を新たに



地域ぐるみの学校

## <課題解決のための方策>

- ◇学校支援ボランティアを公募で  
→中心的な役割を担う人を委員に
- ◇理事会として、新しい事業を検討中

洛央小学校 23年5月・・20周年



# 京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関する京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、共に子供たちの豊かな学びと育ちの創造を目指すものとする。

## (指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。
- 3 指定の期間は2年とし、再指定することができる。

## (委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域の住民
  - (2) 保護者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の一部については、公募するものとする。
  - 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
  - 4 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。
  - 5 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
  - 6 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

## (任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 第1項の規定に関わらず、設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

## (守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
  - (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に教育委員会規則で定めるところによる。

(基本方針等の承認)

第8条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の編成に関する基本方針
- (4) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

(情報の提供及び説明)

第12条 校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(幼児、児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、校長の同意を得て、設置校の幼児、児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合において、幼児、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(企画推進委員)

第16条 校長は、第10条に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、協議会に、企画推進委員を置くことができる。

2 企画推進委員は、協議会の委員以外の地域住民等から校長が委嘱する。

(専門委員会)

第17条 協議会の適切かつ円滑な運営を図るため、教育委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、教育委員会に対して、設置校の指定及び指定の取消しについて意見を述べ、並びに協議会の運営について評価を行う。

3 専門委員会の委員は、学識経験者、地域住民等、校長その他教育に関して優れた識見を有する者から、教育長が委嘱する。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、専門委員会の評価を踏まえ、協議会に対し、運営状況等について、指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、設置校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、指定を取り消さなければならない。

2 校長は、第12条の情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第8条第1項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、指定の取消しを申し出ることができる。

(解任)

第20条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第6条の義務に違反したとき

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき

2 校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第21条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# コミュニティ・スクール通信@京都

## 京都市における学校運営協議会の取組

京都市の学校運営協議会は、平成14年度から御所南小学校が指定を受けた文部科学省の「新しいタイプの学校運営のあり方に関する実践研究」(市独自に高倉小、翌年度、京都御池中を指定)において、地域学校協議会[法整備後の学校運営協議会(本市においては理事会)]で、学校教育活動についての意見や評価をいただくことと、地域ボランティアによる教育活動への支援活動を通した学校理解の促進などを中心とした形でのコミュニティ・スクールの取組を進めてきました。

その後、平成16年度に制度化された「学校運営協議会」には、教育活動支援は含まれていませんが、本市においては、教育活動支援も含めた学校運営協議会という制度設計で、これまで、設置拡大を図ってきてまいりました。

### 【京都市における学校運営協議会の歴史】

平成12年12月	教育改革国民会議が新しいタイプの学校としてコミュニティ・スクール設置促進を提言。
平成14年4月	「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」開始。御所南小学校が指定される(16年度まで)。
平成14年度	京都市が独自に「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を創設し、高倉小学校を指定(翌年度、京都御池中学校を指定)。地教行法が改正され「学校運営協議会」が制度化。
平成16年9月	御所南小、高倉小、京都御池中に学校運営協議会を設置
平成16年11月	【学校運営協議会設置数(京都市) : 16年度末3校、17年度末17校】
平成18年4月	「学校運営協議会に関する専門委員会」設置(平成19年7月に「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」に改組)。
	【学校運営協議会設置数(京都市) : 18年度末60校、19年度末110校】
平成20年度	「学校支援地域本部事業」が事業化。本市では小中一貫の枠組で13中学校区に指定(22年度まで)。
	【学校運営協議会設置数(京都市) : 20年度末142校、21年度末163校、22年度末172校】

### 【TOPIC】京都市における学校関係者評価

「学校関係者評価」は、学校の示した自己評価結果に対して、学校運営協議会委員など学校関係者で組織された評価委員会で、自己評価の客觀性、妥当性について評価するものです。

とりわけ、京都市では、学校関係者が評価に関わるだけでなく、学校経営方針を踏まえた評価項目の作成段階から、日常の教育活動に積極的に参画し、当事者意識を持った評価、学校改善に向けた支援策の検討を行うなど、年間を通じて評価活動に関わっていただくことを目指しています。

**「辛口の友人」「学校の応援団」がキーワード  
京都市の学校運営協議会一七五校に設置**

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会）とは・・・？

### 目的 [文部科学省資料から]

保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりより教育の実現に取り組む。

### 位置づけ [文部科学省資料から]

学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。

### 京都市における学校運営協議会

本市では、学校運営協議会を、法律に基づいた機関としてだけではなく、学校の応援団となる制度設計を行い、学校・家庭・地域が、子どもを育む当事者としてお互いを振り返り、足りないところを補いあうとともに、子どもたちのために保護者・地域が参画して共に汗をかくことを盛り込んだ。

## 京都市における学校運営協議会制度とは・・・？

### 法的な位置づけ

- ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。
- ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。
- ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。

### 京都市における追加項目

#### 【学校運営協議会を設置した場合も校長が学校運営協議会のリーダーシップをとる】

- ④校長の申請を受け、教育委員会が学校運営協議会を指定。学校運営協議会委員は校長が推薦。
- ⑤校長は、学校運営協議会の指定の取消を申し出ることができる。教育委員会は申出に基づき、検証委員会に諮った上で、取消決定を行う。

#### 【学校運営協議会が「学校の応援団」となる制度設計】

- ⑥地域主体の学校参加の取組を学校運営協議会の企画推進委員会【部会】（例：学習支援、学校安全、学校図書館支援、学校評価など）として設置し、協力者を企画推進委員として委嘱。

#### 【学校運営協議会による教職員の採用等に関する意見をより実効性あるものに】

- ⑦人事異動における校長裁量権の拡大の一環として、自校の教育活動の充実のため、必要とする人材を市立学校教員から募集する公募制度の活用。

#### 【学校の自己評価への評価とともに、学校改善に向けた学校運営協議会としての支援策も検討】

- ⑧学校運営協議会を学校関係者評価（地域・保護者等による学校の自己評価に対する評価〔法的には努力義務、本市は全校実施〕）における学校関係者評価委員会に位置付ける。

# 京都市における学校運営協議会の成果と今後の方向性

## 成 果

- 共に学校づくりを行うという目的意識のもとで、学校・家庭・地域が相互に批判しあうのではなく、共に高め合う関係が構築される。
- 地域・保護者の声が集約された形で直接校長に届き、学校運営に反映される。
- 学校の応援団を結成できる。従来の地域の取組を学校運営協議会の制度と一体化することで、学校と地域ボランティアの情報共有が進むとともに、活動による学校理解も深まる。また、地域ボランティアの横のつながりを深めることができる。

## 今後の方針

### ●「辛口の友人」としてさらなる充実を●

理事会において、学校運営に関する基本的な方針（学校経営方針）の承認と定期的な学校関係者評価を充実するなど、学校運営のP D C Aに地域（学校運営協議会委員）が、「辛口の友人（クリティカルフレンド）」として参画する仕組みとして一層の充実を図る。

### ●学校の応援団としてさらなる充実を●

学校・家庭・地域それぞれが、当事者意識を持つ中で、「コミュニティ・スクールは子どもにかえる取組」という京都市での理念を大切に、「学校の応援団」としての活動を行うとともに、活動を学校理解につなげていく。

### ●小中一貫の視点でさらなる充実を●

義務教育9年間の「学び」と「育ち」そして「地域」をつなぐ視点から、同じ中学校区の小学校と中学校の学校運営協議会の代表者会議の設置や小学校と中学校の学校運営協議会委員を同一することなどにより、小中一貫による開かれた学校づくりを進めていく。

## データ BOX

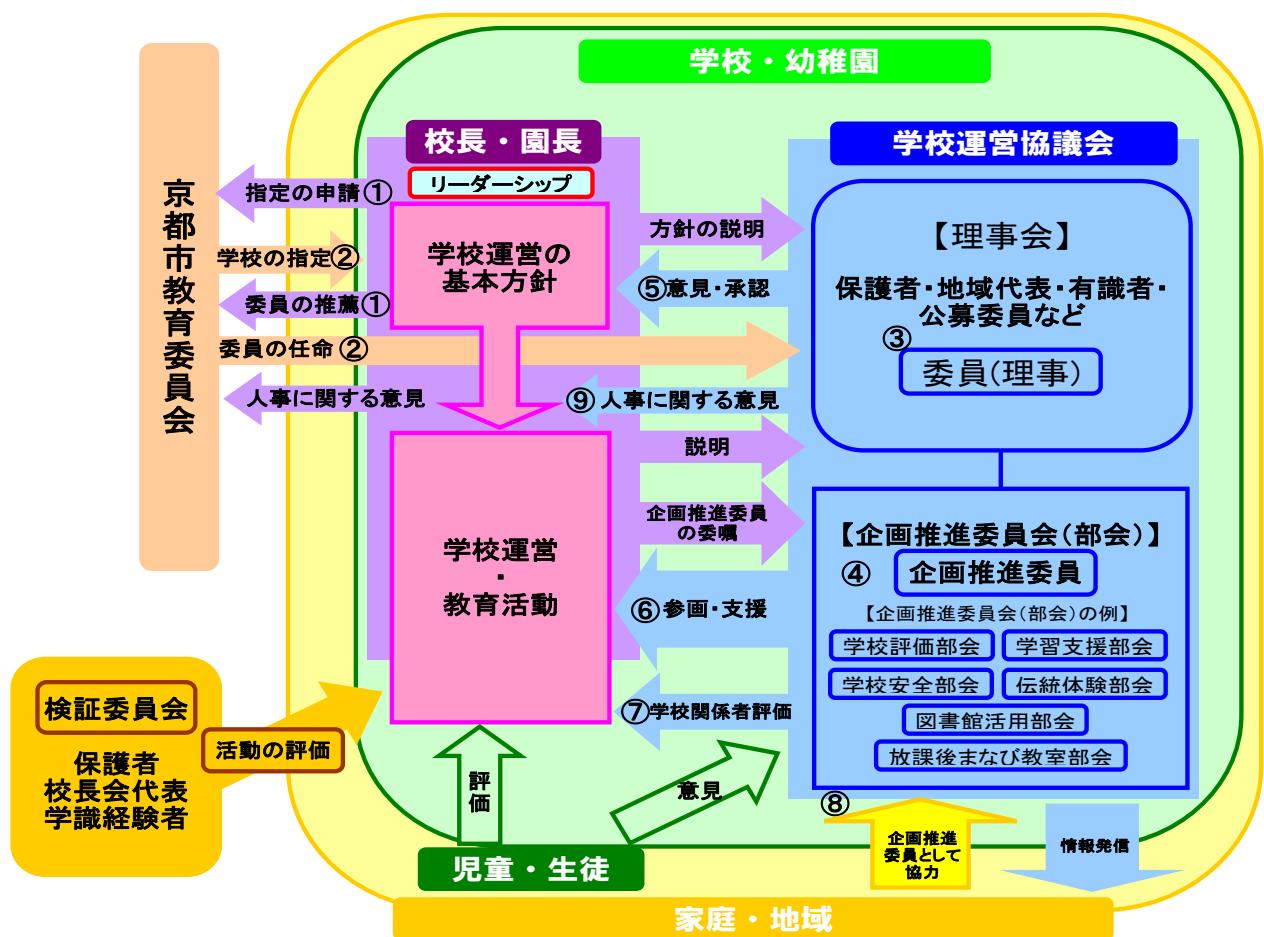
### 学校運営協議会設置校数（平成23年6月現在）

京都市では、年々、学校運営協議会による学校支援の取組が着実に浸透しており、平成23年6月現在で、175の学校・幼稚園で設置され、学校と家庭・地域が一体となって子どもを育むための活動が積極的に展開されている。

校種	京都市の指定校数	京都市の指定校に占める割合
小学校	139 校	80.3%
中学校	23 校	31.5%
総合支援学校	5 校	71.4%
幼稚園	8 園	50.0%
高等学校	0 校	0.0%
合計	175 校・園	61.0%

## 京都市における学校運営協議会の構想図

京都市では、学校・家庭・地域が、一体となって「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、学校運営協議会が学校の応援団となる制度設計を行い、多くの地域・保護者の方に学校運営に参画いただけ、創意工夫溢れる取組が展開されている。ここでは、学校経営方針や予算の承認、学校関係者評価など、学校運営協議会が行う基本的な事項についても、分かりやすく図で示した。



- ①地域との信頼関係のもと、校長が学校運営協議会の指定を教育委員会に申請、委員を推薦。
- ②教育委員会が指定し、委員（理事）を任命。
- ③学校運営協議会は企画推進委員会（部会）について、校長と協議。
- ④校長は必要な企画推進委員会（部会）の企画推進委員を委嘱。
- ⑤学校運営協議会は、校長の学校運営の基本方針を承認。
- ⑥学校運営協議会の委員（理事）・企画推進委員は、学校運営に参画・支援。
- ⑦学校評価に関しては、学校の行った自己評価結果を学校関係者として評価（学校関係者評価）。
- ⑧学校のいい面を伸ばし、不足している点については、改善策を明らかにし、学校とともに実践。
- ⑨教員公募等人事に関する意見について校長と協議。

京都市教育委員会学校指導課  
小中一貫教育・学校運営企画担当  
京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町 488  
電話 222-3801 fax 231-3117  
[http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-2-9-0-0\\_13.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-2-9-0-0_13.html)